

自治体病院に関する要望

第四十五回定期総会において、別記のとおり満場一致決議いたしましたので、特段の措置を講ぜられるよう強く要望いたします。

全国自治体病院経営都市議会協議会 会長 増田 暢之

(磐田市議会議長)

決 議

自治体病院は、地域医療の確保と住民福祉向上のため、議会の議決を経て設立され、公的医療機関でなければ対応することが困難な多くの不採算医療を担うなどの社会的使命を果たしている。

我々自治体病院を経営する都市の議会は、住民が安心して医療を受けられる環境の整備に全力を傾注しているところであるが、本格的な人口減少・超高齢社会においても地域に必要とされる良質な医療を公平・公正に提供していくためには、自治体病院の経営安定化対策を推進するとともに、医師不足等の早期解消を図ることが不可欠である。

よって、我々関係都市の議会は、ここに総力を結集し、国に対し、特に次の事項の実現について強く求めるものである。

記

- 一、地域医療の中核を担う自治体病院の経営安定のため、特に小児医療、救急医療、精神科医療、へき地医療、高度医療、周産期医療等に対し、財政措置の拡充強化を図ること。
- 一、新しい専門医制度の導入については、当初の計画を一年延期し平成三十年度開始に向けての調整が行われているが、制度の運用等に当たっては、地域医療を担う自治体病院の役割を踏まえ、その運営に影響を及ぼすことのないよう、慎重に検討・対処すること。
- 一、消費税率の引上げは、社会保障の安定財源を確保するための重要な改革であるが、医療機関の税負担が増大していることを踏まえ、自治体病院の経営に深刻な影響を与えないよう適切な措置を講じること。
- 一、自治体病院における医師・看護職員等の不足を解消するため、適切かつ万全の措置を講じること。
- 一、医師の地域偏在を解消するため、医師不足地域への一定期間勤務の義務づけや、地域枠で入学した学生等地域医療に従事する医師のキャリア形成支援など、抜本的な対策を早急に講じること。
- 一、医師の診療科偏在を解消するため、診療科ごとにバランスのとれた医師育成方策の確立を図ること。
- 一、救急患者の受入不能という事態を防止するため、地域の現状を踏まえ、各種救急医療機関の受入能力の拡大など、救急医療体制の確保・充実を図ること。
- 一、出産・育児等により離職している女性医師や看護職員の復職を促すため、院内保育所の整備や短時間勤務制の導入など、健康で安心して働き続けられる職場環境の更なる整備を促進すること。
- 一、医師、看護職員の負担を軽減するため、勤務環境の改善はもとより、医師事務作業補助者の必要人員確保などのための財政措置を拡充すること。
- 一、東日本大震災被災地の地域医療を確保していくため、引き続き被災地域の自治体病院に対し、全面的な支援措置を講じること。
- 一、平成二十八年熊本地震により被災した自治体病院機能の早急な回復を図るため、十分な財政支援等、復旧に向けた万全の措置を講じること。

以上、決議する。

平成二十九年五月十七日